開拓コースに係るFAQ(随時更新していきます。)

	問No.	質問	回答
事業全般について	1	本事業で活用する予定の技術シーズに係る権利は、応募者が必ず保有していなければならないか。	応募者が、必ずしも当該権利を保有している必要はありません。 応募者以外の第三者が当該権利を保有されている場合には、応募前に、該当する技術シーズを本事業で活用することに対し、その権利者から同 意を得ておくようお願いいたします。(FRに採用された後の活動開始がスムーズになります。)
	2	同一の研究開発課題で、科研費等、他の補助金の交付を受けている場合(または受けようとしている場合)、 留意すべき点は何か。	他の補助金等と同一の研究開発課題で、本事業への応募は原則できません。 また、他の補助金等へ応募中の場合(まだ採否が確定していない状態)には、応募の内容(開発課題や開発内容等)を確認させていただき、事 務局にて同一の課題と判断した場合には、本事業の採択を行わない、または、どちらの事業を実施するのか確認をさせていただくことになりま す。
	3	本事業で支給された資金を使って、大学等の設備を用いて研究して良いか。また、その設備の使用料が必要な場合、当該資金で支払って良いか。	その研究が、FRとして採用後に作成いただく「活動計画書」に記載された活動であれば、大学等の設備を用いて研究を行っていただくことは問題ありません。また、その際に設備使用料が必要であれば、本事業で支給した資金からその支払を行っていただくことも可能です。
	4	本事業で支給された資金を使って資産を取得することは可能と理解しているが、事業終了後、その取得した資産はどう取り扱えば良いのか。	資産を取得された時点でその所有権は購入者(FR)に帰属しますので、事業終了後はFRの判断で処分していただくことができます。 (なお、処分時にNEDOへの報告等は不要です。)
	5	各FRに伴走支援者としてARが就き、このARに対し、特許取得前の知財情報など、機密性の高い情報を含め相談を行っていくことになると思うが、ARは当該情報の秘密を守ることになっているのか。	ARに対しては、その委嘱時に、業務中に知り得た秘密の漏洩や盗用等を行わない旨、遵守することを誓約していただいています。 加えて、情報の取り扱いにつきまして、ARの方と個別にご相談いただくことも可能です。
	6	事業期間中に、ビジネスアイデアについて変更(ビボット)することはできるか。	ARにその必要性等を相談の上、その必要があると判断された場合には、変更することは可能です。
	7	FRとして採択され、その活動中に、起業した場合、FRとしての活動をやめなければならないのか。	開拓コースは、個人での活動を基本としており、法人としての活動は想定しておりません。起業が必要な場合には、事前に事務局にご相談ください。なお、活動開始後、まもなく起業することを見込まれる場合は、支援フェーズが異なると思われますので、躍進コースへの応募もご検討ください。
	8	本事業の「SuperVisor(SVr)」とは、どの様な役割を担っているのか。	ディープテック・スタートアップとしての起業やその支援に関して、豊富な実績と知見を有する有識者として、NEDOが委嘱を行う方々であり、本事業事業の運営に関する助言、ARの統括などの業務を担っていただくこととしています。
	9	FRの活動について、チームメンバーに活動の一部を分担して実施することは可能か。	FRの活動を、チームメンバーと分担して実施していただくことは可能です。この場合、毎月の活動報告書に、誰が何を行ったのか分かるように記載していただく必要があります。なお、支援プログラム(研修のリアル受講、合宿への参加等)につきましては、FRとして採択された方のみ参加可能としており、原則、チームメンバーの方は、参加できませんのでご注意ください。
	10	FRに対しては、毎月一定額の謝金が支給されることになるとのことだが、税務上の確定申告は必要となるのか。	謝金につきましては、税務上、FRの「雑所得」等として整理されることになりますので、該当年度に関して確定申告が必要となります。 ただし、謝金のうち、FRの活動のために使用した経費につきましては、「必要経費」として雑所得等の額に含めなくて良い場合もあります。少なくとも「必要経費」とするためには、FRの活動のために使用した費用であると明示していただくとともに、そのエビデンス(領収書等)の保管を行っていただく必要があります。(なお、この確定申告で確定した所得の額によっては、翌年度の住民税額に影響するとともに、扶養の対象から外れてしまうなどの可能性がある旨、ご留意ください。) 確定申告に関しての詳細につきましては、最寄りの税務署等に問い合わせいただきますようお願いいたします。

応募・審査について	11	自分は、海外からの留学生だが、外国籍であっても応募することは可能なのか。	外国籍の方でも応募は可能です。 ただし、FRとしての活動は日本国内となり、活動期間中は日本国内における滞在及び就労要件を満たしていることが条件となります。
	12	応募時において、FRとしての活動の結果、必ず起業する意思を有していないと応募できないのか。	応募時には必ずしも起業の意思を有している必要はありません。開拓コースは、起業の可能性も視野に入れながら、技術シーズを活用したビジネスアイデアの実現可能性に関する調査を行ってもらうこととしています。
	13	海外留学生がFRとして採択された後、活動期間中に諸般の事情により、その留学元へ帰国しなければならなくなった場合、FRを続けられるのか。	FRとしての活動場所が、日本国内ではなくなってしまうことから、残念ながらFRは継続できません。 詳細につきましては、事前に事務局に相談の上、具体的な対応につきまして指示を受けていただきます。
	14	既設法人(企業)の代表者となっているが、開拓コースへの応募は可能か。	開拓コースは、あくまで個人の方を対象としており、法人の代表者の方は応募はできません。開拓コースに応募いただくアイデアと一切関係のない内容の法人の代表である場合も同様です。なお、NPO法人等の非営利団体の代表者である場合については、応募可能です。
	15	面談審査は、チームメンバーも含めて参加することは可能か。	面談審査には、応募者(チーム代表者)のみが参加可能です。
	16	過去、NEPタイプA[個人]、NEP開拓に採択されたが、開拓コースへの応募は可能か。	同一のテーマでの応募は不可と整理しています。 ただし、過去に採択されたテーマからピボットした場合等、新たなテーマの検討を始める場合は対象となりうる可能性がありますので、事務局 までご相談ください。 なお、過去に開拓コースに採択された方のチームメンバーであった方が、過去に採択されたものと同一のテーマで応募することも不可としてお ります。
	17	開拓コースの後に募集開始が見込まれる同年度の躍進コースにも同時に応募することはできるか?	同一の方が同年度の開拓コースと躍進コースの両方に応募いただくことは想定しておりません。開拓コースはアイデアをビジネスプランに具体化していくものであり、躍進コースは、一定のビジネスプラン(顧客像、市場が想定されているもの)を持ち、資金調達方法や差別化ポイントを検討したうえで開発のPoCを回していくものという段階が異なる事業となります。 すでにビジネスプランが固まっている場合は、躍進コースへの応募をご検討ください。
	18	活用する技術シーズのレベルについては、どこまでを求めているのか。	求めている技術レベルは明示的にはありません。
	19	応募者の中から、誰がFRとして採択することになるのか。	事務局・ARによる書面審査及びARによる面談審査を経て、SVrで構成される最終選考会にて採択者を決定いたします。
	20	FRは、伴走してもらうARを選ぶことはできるのか。また、決定後、そのARの変更は可能か。	事業のスキーム上、ARが担当するFRを選ぶこととしています。なお、進捗等に支障があると事務局が判断した場合を除き、担当ARの変更は行いません。
	21	応募者に年齢制限はあるのか。	ありません。
	22	「所属長の承諾書」の「所属長」とはどういった人か。	「所属長」とは一般的に「特定の人が所属しているチームや部門などを取りまとめているリーダーや長のこと。」を指します。 企業や研究機関に所属している方については、ご所属の部門長の方、学生の方は研究室の教員の方や担任の教員の方の承諾を得てください。
	23	面談審査について、「英語」で行うことを希望する場合にはどうしたら良いのか?	応募フォームにて、その選択が可能です。 ただし、「英語」を選択した場合でも、全ての応募書類は日本語にて作成・提出していただきますので、ご留意ください。
活動費について	24	支給される謝金の使途に制限はあるのか。	FRが、事業実施に必要と判断されるのであれば、その使途は問いません。(研究開発費に限らず、旅費・交通費や資料購入費等に、FRの判断で使用可能です。)
	25	FRに対しては、毎月謝金として何円支払われることになるのか。	月額25万円の活動費の源泉徴収税額は25,525円(250,000 * 10.21%)となるので、お支払額は22万円程度となる見込みです。
	26	謝金は、一定額を「月払」されるとのことだが、どのように支払われるのか。	n 月分の資金については、 n 月の活動実績をまとめ、 AR の確認後、 $n+1$ 月中旬に報告書としてセット、提出されたことを踏まえ、 $n+1$ 月下旬に FR へ月額(定額)を資金として支払います。
	27	謝金の支払い先は個人になるとのことだが、所属先の大学や企業に振込んでもらうことはできるのか。	活動費の支払い先につきましては、応募者の個人口座に限定しています。法人口座への支払いはできません。
	28	支給された謝金をチームメンバーの人件費として使用することは可能か。	活動費を人件費として使用いただくことは可能です。ただし、雇った方にFRとしての活動を実施させることはできません。なお、人件費として支出する際の税務処理については、管轄の税務署へお問い合わせ下さい。